２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千五百二十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年十月十日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第11203号

変更前　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号

変更後　東京都千代田区有楽町一丁目13番２号

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第106152号

変更前　カリエース

変更後　有機酸入り液状肥料25号

○農林水産省告示第千五百二十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十月十日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第30968号	熔成りん肥	21.0熔成りん肥特号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第30969号	熔成りん肥	22.0熔成りん肥特２号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第30970号	熔成りん肥	23.0熔成りん肥特３号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第33148号	熔成りん肥	25.0熔成りん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第48562号	熔成りん肥	21.0熔成マンガンりん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第48564号	熔成りん肥	21.0熔成りん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第49758号	熔成りん肥	20.0熔成マンガンりん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第51022号	熔成りん肥	21.0熔成マンガンりん肥２号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第52358号	熔成りん肥	20.0熔成ほう素りん肥１号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第84056号	汚泥肥料	脱水汚泥	北後志衛生施設組合	北海道余市郡余市町栄町150番地　北後志衛生センター内
生第90963号	熔成けい酸りん肥	熔融けい酸燐肥４号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第91077号	熔成けい酸りん肥	熔融けい酸燐肥５号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第91906号	熔成りん肥	20.0熔成りん肥３号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第91907号	熔成りん肥	21.3熔成ほう素マンガンりん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第91908号	熔成りん肥	21.3熔成りん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第105256号	鉱さいけい酸質肥料	12.0鉄入りけい酸	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
輸第9515号	家庭園芸用複合肥料	Ｖ６	株式会社CTD	鹿児島県鹿児島市鴨池新町５番６号
輸第12568号	配合肥料	配合肥料４号	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第12581号	化成肥料	16.5―44.0燐酸アンモニウム	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千五百二十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十月十日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31293号 令和７年10月10日	Capsicum L.	ディエタ0011-0301	25	ペッパー・レボリューション・カンパニー合同会社 東京都町田市中町三丁目１番５号	令和元年７月４日
第31294号 令和７年10月10日	Cucumis sativus L.	ネクスター３号	〃	株式会社久留米種苗園芸 福岡県八女市豊福1226	令和４年９月28日
第31295号 令和７年10月10日	Escallonia Mutis ex L. f.	ALCAURA	30	Neil Alcock Gardd Elen Waunfawr Caernarfon Gwynedd LL55 4EJ, United Kingdom	平成29年８月18日